

(仮)能美市地域公共交通協議会への移行について

能美市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を（仮）能美市地域公共交通協議会（以下「法定協議会」という。）に移行します。これに伴い、能美市地域公共交通会議設置要綱（以下「設置要綱」という。）を廃止し、法定協議会規約を新設します。

1 協議会へ移行する理由

① 地域公共交通計画の策定

まちづくり、医療、福祉、観光振興等の多様な観点から、本市における地域公共交通の在り方を検討し、将来にわたり持続可能な地域公共交通ネットワークを形成することを目的に、令和4年度に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）に基づく地域公共交通計画（以下「計画」という。）を策定します。

② 補助金の活用

計画の作成及び計画に基づく各種事業の実施について、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用したいことから、当該補助金交付要綱に対応し、計画作成及び事業実施団体となる「法定協議会」が必要になります。

2 法定協議会について

① 「法定協議会」としての位置づけ

既存の「交通会議」に予算の重点配分等の活性化再生法の仕組みを利用することで、同会議における検討・取組が一層促進されると期待される場合には、地域の選択により「交通会議」に「法定協議会」の機能を追加することができます。（二法協議会）

② 交通会議の名称変更

「法定協議会」になったことをわかりやすく内外に示すため、組織の名称を変更します。

（案） 能美市地域公共交通会議 → 能美市地域公共交通協議会

③委員の任期等について

「交通会議」設置要綱の廃止に伴い、「交通会議」委員の任期は令和4年3月31日までとします。「法定協議会」委員の任期については、令和4年4月1日以降に改めて委嘱を行います。

また、委員等の拡充は、多様な観点から施策の協議等を行うため、地方公共団体の判断により柔軟に追加することができます。さらに、必要に応じて委員以外にオブザーバーやアドバイザー等をおくこともできます。

④各種規程の制定

「法定協議会」が、補助金の活用、受領、出納などの事務を執行するため、新たに事務局規程、財務規程、報酬及び費用弁償規程が必要になることから、「法定協議会」への移行日に併せて制定します。

⑤協議会の設置及び各種規程の制定日（予定）

令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用したいこと、また、この交付申請書提出期限が4月末までと見込まれることから、4月中とします。

3 今回整備する規程等

- (1) 能美市地域公共交通協議会規約（案）…設置要綱を廃止し、新設
- (2) 能美市地域公共交通協議会事務局規程（案）…新設
- (3) 能美市地域公共交通協議会財務規程（案）…新設
- (4) 能美市地域公共交通協議会報酬及び費用弁償規程（案）…新設

【概要】

- (1) 能美市地域公共交通協議会規約（案）の要旨
 - 地域公共交通活性化再生法に基づく「法定協議会」として位置づける。
 - 組織の名称を能美市地域公共交通協議会とする。
 - 交通政策基本法の基本原則に則り、必要な委員等を拡充する。
 - 監査員を設ける。
 - 委員のうち行政機関等の職員の任期を在職期間と改める。
 - 決議の方法を出席委員の多数決から出席委員の総意に改める。
 - 協議会で計画作成や事業実施に係る経費等に係る予算及び会計を持つ。

(2) 能美市地域公共交通協議会事務局規程（案）

- 事務局の所管事務、職員、専決事項、文書の取扱い等を明らかにする。
- 公印を設ける。（能美市地域公共交通協議会長印）

(3) 能美市地域公共交通協議会財務規程（案）

- 財務に関する取扱いを明らかにする。

(4) 能美市地域公共交通協議会報酬及び費用弁償規程（案）

- 報酬の金額及び費用弁償の算出根拠を明らかにする。
- 無報酬の委員は、行政機関等の職員のほか、交通事業者及び申し出のあった者とする。

4 書面表決について

設置要綱第7条に基づき、書面をもって3月中に賛否を求め、表決とします。